

『坂城町手話言語条例』が制定されました

令和8年4月1日に「坂城町手話言語条例」が施行となりました。

この条例は、手話言語の理解と普及を進め、障がいのある人もない人も、誰もが安心して暮らし、地域で活躍できるまちづくりを目指すものです。

手話は、聴覚障がい者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で欠くことのできない言語であるという認識のもと、すべての町民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、意思疎通できる共生社会の実現を目的としています。



令和8・9年度 千曲市・坂城町手話奉仕員養成講座 **募集!**

手話への理解を広げ、手話通訳者の確保や育成を図る取組として、手話奉仕員養成講座を実施しています。初めて手話を学ぶ方を対象に、日常会話に必要な手話の語彙や表現技術を身に付けていただく講座です。2年間継続して受講する講座の1年目(入門課程)となります。

日 程

令和8年5月16日～令和9年3月13日までの
土曜日(全23回)

時 間

午後1時30分～3時30分

場 所

千曲市役所(千曲市杭瀬下2丁目1番地)

対 象 者

千曲市または坂城町に在住、在勤、在学の方

受 講 料

テキスト代・手話動画視聴システムの使用料
6,050円(消費税込み)

定 員

15人(先着順)

申 込 方 法

福祉健康課窓口にある申込用紙に記入のうえ、
4月24日(金)までにお申し込みください。



令和7年度 閉講式の様子



〈ご利用できます〉

○手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者等が意思疎通を円滑に行うことができるよう、官公庁、病院、学校等、日常生活及び社会生活を送る上で、コミュニケーション支援が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

○遠隔手話通訳システムについて

町では、遠隔手話通訳システムを導入しています。

遠方への外出時や災害時など、手話通訳者の同行が困難な場合に、ご自身のスマートフォンやタブレットを通じて、遠隔手話通訳を行うことができるサービスです。

事前に申請が必要です。

詳しくは福祉健康課福祉係へお問い合わせください。

